

令和6年第4回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和6年12月4日(水)

2 令和6年第4回市議会定例会に付議する案件

承認案件	1件
条例制定案件	1件
条例廃止案件	1件
条例改正案件	2件
単行案件	3件
補正予算案件	2件
人事案件	6件
計	16件

《承認案件》

1 専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第7号))
(総務部)

専決第6号 令和6年10月9日専決 経営会議資料

《条例制定案件》

2 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件(総務部)

南空知定住自立圏(仮称)の形成に係る連携協定締結に向けて、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)第5定住自立圏形成協定「(1)定住自立圏形成協定の定義」及び「(2)定住自立圏形成協定に規定する事項⑥定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き」に基づき、議会の議決事項を定めるため条例を制定するもの。

＜施行期日＞

公布の日から施行する。

《条例廃止案件》

3 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例廃止の件(都市整備部)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2の規定に基づきこれまで設置をしてきた建築主事について、今後、安定した配置をすることが困難となる見込みのため、建築主事及び限定特定行政庁(建築主事を設置している市町村長)の権限に関する条例の廃止を行うもの。

〈施行期日〉

令和7年4月1日から施行する。

《条例改正案件》

4 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件(総務部)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が制定されたことに伴い、個人番号を利用した他の行政機関等との特定個人情報に関する情報連携及びマイナンバーカードと被保険者証の一体化による医療保険給付関係情報の連携に係る規定を見直すほか、条項の整理等の必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・引用条項の整備を行う。(第1条及び第5条関係)

- ・個人番号の利用及び情報連携に係る規定の整備を行う。

(第2条及び第4条関係)

- ・医療費助成事務等における医療保険給付関係情報及び児童手当給付情報の規定の整備を行う。(別表第1及び別表第2関係)

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

5 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件(都市整備部)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2の規定に基づきこれまで設置をしてきた建築主事について、今後、安定した配置をすることが困難となる見込みのため、建築主事及び限定特定行政庁(建築主事を設置している市町村長)の権限に関する条例の一部改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・長期優良住宅建築等計画認定手数料、低炭素建築物新築等計画認定手数料及び建築物エネルギー消費性能計画等の認定申請手数料に関する規定並びに表を削る。(第2条及び別表関係)

〈施行期日〉

令和7年4月1日から施行する。

《単行案件》

6 訴えの変更について(総務部)

令和6年第1回臨時会において議決のあった訴えの提起について、次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

(1) 請求の趣旨の変更

請求の趣旨中「金21,358,841円」を「金21,349,240円」に改める。

(2) 変更の理由

賠償を求めている損害金について、重機リース料等の積算単価に不備があったことから金額を変更するもの。

7 調停の成立について(総務部)

令和6年第2回定例会において議決のあった調停の申立てについて、次のとおり成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

(1) 事件名

岩見沢簡易裁判所 令和6年(メ)第3号 債務額確定調停事件

(2) 調停の相手方

美唄市南美唄町大通り2丁目

大手町地所株式会社

代表取締役 村井 貴恵

(3) 成立の趣旨

令和4年4月1日付け土地賃貸借契約に基づく相手方に対する賃料相当損害金に関し、調停の申立てにより適正な債務額の確定を求めていたが、今般、岩見沢簡易裁判所から調停条項案が示されたもの。

(4) 調停条項

- ① 美唄市は、相手方に対し、本件賃貸借契約に基づく賃料相当損害金として、219万2,103円の支払義務があることを認める。
- ② 美唄市は、相手方に対し、前項の金員を令和 年 月 日限り、銀行 支店の 名義の普通預金口座(口座番号)に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、美唄市の負担とする。
- ③ 美唄市及び相手方は、美唄市と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ④ 調停費用は各自の負担とする。

8 指定管理者の指定の件(経済部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄国設スキー場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社アンビックス |
| 3 | 指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

《補正予算案件》

9 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

10 令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

11 美唄市監査委員選任の件(監査事務局)

(西尾 正 委員 任期限 令和6年12月31日)

12 美唄市教育委員会委員任命の件(教育委員会)

(要覚 忍 委員 任期限 令和6年12月18日)

13 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件(市民部)

(林 政幸 委員 任期限 令和6年12月28日)

14 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件(市民部)

(古本 仁 委員 任期限 令和6年12月28日)

15 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(吉村 俊子 委員 任期限 令和7年3月31日)

16 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(平野 由紀子 委員 任期限 令和7年3月31日)

◎市政報告

- ・ 損害金請求事件の控訴について
- ・ 台湾花蓮県富里郷との友好交流協定の締結について

◎議員協議会案件【参考】

- ・ これからの選挙における美唄市選挙管理委員会の考え方について

日程(予定)

11月20日(水)経営会議	12月 1日(日)	12月12日(木)
21日(木)	2日(月)	13日(金)
22日(金)	3日(火)	
23日(土)	4日(水)	
24日(日)	5日(木)	
25日(月)	6日(金)	
26日(火)	7日(土)	
27日(水)	8日(日)	
28日(木)	9日(月)	
29日(金)	10日(火)	
30日(土)	11日(水)	